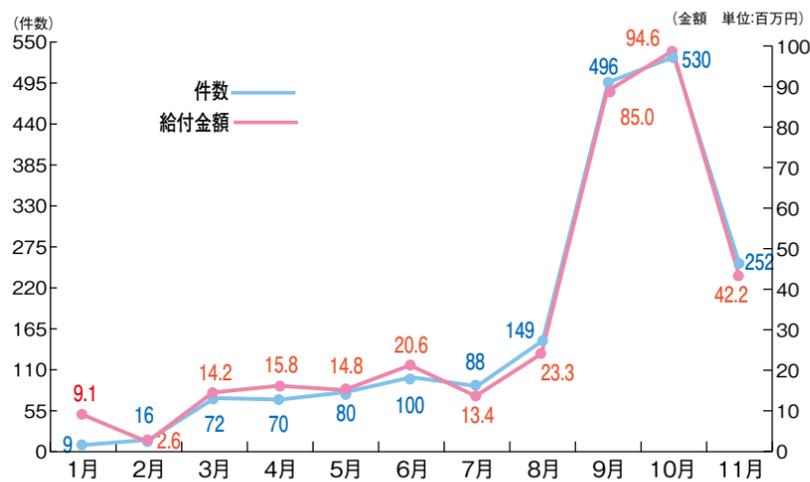


表 新型コロナウイルス感染症 給付件数・金額(2022年)



# 休業保障制度 加入申込 締切迫る!

## 新型コロナでの給付が急増

病气やケガで休んだ時に給付金が受給できる、休業保障制度の23年4月1日加入申し込み締め切りが今月末に迫っています。

毎月の給付金請求の審査を行う休業審査委員会では、新型コロナウイルス感染症の流行当初から同感染症による休業を給付対象とすることをいち早く決定し、給付を行ってきました。直近の9月度、10月度、11月度は新型コロナウイルスによる請求件数・給付額ともにこれまでになく急増しています(表)。

休業保障制度では今年8月1日から制度改善し、入院は1日目から、自宅療養は4日目から給付対象となりました。新型コロナによる比較的短期の休業でも給付対象となる日数が増え、加入者にとってはより充実した保障内容となつていきます。

また、政府が9月26日以降、発生届の対象を重症化リスクの高い患者のみに狭めたことを受け、保険会社の商品等ではみない入院の対象を限定し、給付対象外となるケースも少なくありません。

一方、休業保障制度はもともと自宅療養にも給付される制度であるため、みなし入院に当たるか否かに関係なく、これまで通り自宅療養を含め給付対象としています。

新型コロナの収束が見通せない中、お守りのついでに、

もりて入っていたら思いがけず休業となったという事例も多くみられます。実際に受給した加入者からは「新型コロナの影響で外来患者が減少し、さらに自身の感染で10日間休診・減収となつてしまいましたが、休業保障制度による給付が早かったこともあり、とても助かりました。ありがとうございました」との声が寄せられています。

休業保障制度は新型コロナウイルス以外の傷害・疾病にも幅広く備えられ、長期休業にも対応できる医師・歯科医師のための共済制度です。ぜひこの機会に加入申し込みをご検討いただき、ご所属の協会・医会までお早めにお問い合わせください。

### 高額療養費制度①

限度額適用認定証を発行しよう!

「こんな制度つかえます!」と患者さんに紹介してください。

医療費が高額になる際、必ず押さえておきたい「高額療養費制度」について紹介します。「高額療養費制度」は、1カ月の医療費負担が下記の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。事前に「限度額認定証」を発行し、医療機関の窓口で提示すれば、超えた金額を払わなくてよくなります。住民税非課税の場合は入院の食事代も軽減されます。

医療費の計算の仕方や申請については、次号以降に紹介します。

●70歳未満の自己負担限度額 「限度額適用認定証」の申請が必要です

適用区分	自己負担限度額(1カ月)
ア 年収約1160万円以上 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ 年収約770万円~約1160万円 標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ 年収約370万円~約770万円 標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ 年収約370万円以下 標準報酬月額26万円以下	57,600円
オ 住民税非課税世帯	35,400円

(注)過去1年間に4回以上高額療養費が支給された場合は4回目以降の限度額が下がります。

●70歳以上の自己負担限度額 □太枠の区分の人は「限度額適用認定証」の申請が必要です

適用区分	自己負担限度額(1カ月)	
	外来(個人)	外来+入院(世帯合算)※1
現役並み所得	年収約1160万円以上 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ※2
	年収約770万円~約1160万円 標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ※2
	年収約370万円~約770万円 標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※2
一般所得	年収156万円~約370万円 標準報酬月額26万円以下	18,000円(年間上限144,000円) 57,600円 ※2
住民税非課税	住民税非課税世帯(II)	8,000円 24,600円
	年金収入80万円以下(世帯全員)(I)	8,000円 15,000円

※1:世帯合算は同じ保険に加入している人同士が対象となります。  
 ※2:過去1年間に4回以上高額療養費が支給された場合は4回目以降の限度額が下がります。  
 ※上の2つの表の「総医療費」とは、保険適用される医療費の総額(10割)であり、窓口負担の額ではありません。

## 新型コロナウイルスと休業保障制度

### 政府対応の変更に伴う請求の留意点

感染症法施行規則の改正に基づき、2022年9月26日より、新型コロナウイルス感染症の発生届の届け出対象が限定されることとなりました。

届け出の対象外となる方は、新型コロナウイルス感染症陽性となった場合でもMy HER-SYSの登録や保健所の就業制限通知書等が発行されません。届け出対象外となる方で休業保障制度の傷病給付金を請求される方は、①休業期間中に親族以外の第三者の医師に受診(電話、オンライン受診含む)し、②受診先から医療証明書もしくは療養証明書(いずれも休保共済会所定の書式)をご提出ください。

もしくは、各都道府県に設置されている陽性者登録センター、健康フォローアップセンター等から出される陽性者登録が受理されたことによる通知(メール等含む)による請求も可能な場合があります。その場合は休業期間中に当該センターにご自身で陽性者登録を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症により休業される際には可能であれば休業期間中に、すみやかにご所属の協会・医会にご連絡ください。

# 休業保障制度

## 受付中!!

加入日 2023年4月1日

休業保障制度とは病气やケガで診療を休んだ際に給付金を受けられる、保険医協会・保険医会の助け合いの共済制度です。

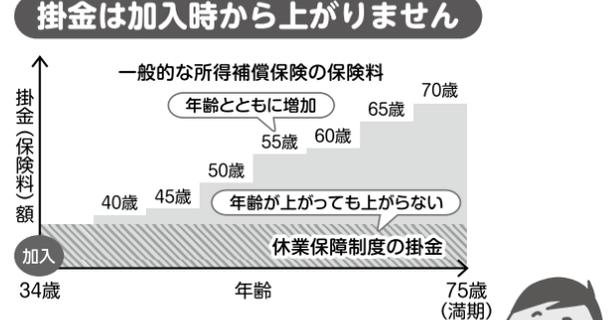
もしもの長期休業でも 入院も自宅療養も **最長730日の充実保障**

通算**500日** + 最長**230日**(1回限り)

再発や後遺症でも、通算500日まで、何度でも給付を受けられます。

通算500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付を受けられます。

傷病休業給付金 1日 6,000円/口	自宅 1日 3,000円/口
入院給付金(加算) 1日 2,000円/口	入院 1日 6,000円/口



みなさんからの要望に応え、掛金はそのままで制度改善しました!

**しかも 入院は1日目から、自宅療養は4日から給付**

若いうちに加入することで掛金を割安に備えることができます